報道資料

くらしの中に
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年 10 月 29 日

総務省行政相談センター
きくみみ鳥取



行政相談マスコット
キクーン（鳥取版）

智頭町で初めて 合同行政相談所を開設

● 総務省の「行政相談」では、国民の皆様からの行政に関する苦情や意見・要望を行政の制度・運営の改善につなげています。

● 鳥取行政監視行政相談センターは、住民の相談にワンストップで応じる**「合同行政相談所」を智頭町で初めて開設**します（智頭町と共催）。

【智頭合同行政相談所】

開 催 日 時：令和８年 11 月４日(水)　９時 00 分～12 時 00 分

開 催 場 所：智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」
（１階）　ひだまりホール　（智頭町智頭 1875）

参加機関等：鳥取地方法務局、消費者相談センター、司法書士、
人権擁護委員、行政相談委員、智頭町、
鳥取行政監視行政相談センター

（本件照会先）
鳥取行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課 濱、西薗
電　話：0857-24-5541（直通）
メール：totor30@soumu.go.jp

■　合同行政相談所とは

　法務局、市町村（開催地）、司法書士、行政相談委員等が相談員として参加し、ワンストップで住民の相談に対応します。

　相談は無料で、秘密は厳守されます。

■　行政相談とは

　行政などへの苦情や意見、要望を受け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

　総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員（鳥取県内 47 人）、 総務省行政相談センターきくみみ鳥取（鳥取行政監視行政相談センター）が、行政相談を受け付けており、令和７年度は、鳥取県内で約 1,000 件でした。

■　行政相談委員とは

　行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、ボランティアとして、国民の皆様から、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。各市町村に１人以上配置されています。

合同行政相談所の様子





※　昨年度開催した倉吉合同行政相談所の様子です。

智頭町・総務省 共催

相談無料

予約不要

合同 行政相談所

登記、人権、消費者トラブル、
道路、行政手続・・・



行政相談マスコット
キクーン

令和8年 11月 4日 水 9時～12時

智頭町保健・医療・福祉総合センター ほのぼの ひだまりホール

相談される方へ

◆予約は不要で、原則当日先着順にご案内します。
◆相談は1機関当たり25分以内です。
◆相談内容によっては、当日の参加機関では対応できない場合がございますので、ご了承ください。

参加機関

鳥取地方法務局、消費者相談センター、司法書士、人権擁護委員、行政相談委員、智頭町、鳥取行政相談センター

【問合せ先】
総務省 鳥取行政相談センター（きくみみ鳥取） 電話：0857-24-5541
智頭町総務課 電話：0858-75-4111

総務省行政相談センター
きくみみ鳥取